

【2026年3月4日発行】

=====
■ 人事労務マガジン／定例第185号 ■
=====

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

厚生労働省X・Facebookは、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式X>

<https://x.com/mhlwtwitter>

<厚生労働省公式Facebook>

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【目次】

1. トライアル雇用を行う中小建設事業主の皆さまへ
 トライアル雇用助成金「若年・女性建設労働者トライアルコース」のご案内
2. フリーランスに対するハラスメント対策の研修動画のご紹介
3. 事業主・労働者の皆さまへ
 年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう
4. 観光・物流業界の人事担当者向けオンラインセミナー「スキルで考える、観光・物流人材のキャリア」の参加者募集中
5. 事業主の皆さまへ
 労働基準法等の届出に関する「電子申請様式作成支援ツール」のご案内【再掲】
6. 「教育訓練休暇給付金」が創設されました
 労働者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に給付金が支給されます【再掲】

【トピック 1】トライアル雇用を行う中小建設事業主の皆さまへ
トライアル雇用助成金「若年・女性建設労働者トライアルコース」のご案内

厚生労働省では、求職者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図るため、職業経験が不足しているなどの理由で就職が困難な求職者を一定期間試用雇用(トライアル雇用)する事業主の皆さまに、助成金を支給しています。

このうち、若年者や女性を建設労働者としてトライアル雇用した場合、1 か月あたり最大 4 万円を上乗せして受給できます。

【支給対象者】

トライアル雇用を行う中小建設事業主

【支給要件】

以下のいずれも満たすことが必要です。

- ・35 歳未満の若年者または女性を建設労働者としてトライアル雇用すること
- ・トライアル雇用助成金「一般トライアルコース」または「障害者トライアルコース」の支給決定を受けること

【支給金額】

トライアル雇用労働者1人につき、最大4万円/月

(支給対象期間は最長 3 か月間)

詳細はリーフレットをご覧ください、お近くの都道府県労働局にお問い合わせください。

【トライアル雇用助成金(若年・女性建設労働者トライアルコース)リーフレット】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001630866.pdf>

【都道府県労働局お問い合わせ先】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001488368.pdf>

【トピック2】フリーランスに対するハラスメント対策の研修動画のご紹介

令和 6 年 11 月に施行された「フリーランス・事業者間取引適正化等法」では、フリーランスが安心して働ける環境を整備するため、発注事業者に育児介護等に対する配慮やハラスメント対策に関する体制整備などが義務付けられました。

厚生労働省では、委託事業「フリーランス就業環境整備事業」において、ハラスメント対策に関する体制整備義務などについて、発注事業者はどのような対応をとらなければならないのか、また、実際にフリーランスの方からハラスメントに関する相談があった場合の対応の流れや留意点などについて、学ぶことができる動画を3種類作成しました。

ぜひ、社内での研修などにご活用ください。

■ハラスメント対策の研修動画(全 3 種類)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/freelance_00007.html

1. 発注事業者向け ～発注事業者に課される義務とは？～ (31 分 20 秒)
2. ハラスメント相談窓口担当者向け ～ハラスメント相談対応のポイント～(49 分 7 秒)
3. 広告業界向け ～広告業界で起こりうるハラスメントと対応～(38 分 33 秒)

【トピック 3】事業主・労働者の皆さまへ 年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう

年次有給休暇の取得は、労働者にとっては心身のリフレッシュにつながり、会社にとっては生産性の向上や会社のイメージアップなど大きなメリットがあります。

そのためには、一層の取得促進に向けて、計画的に休暇取得日を設定すること（計画的付与制度※1）や、1 時間単位で年次有給休暇を取得すること（※2）について労使で話し合い、導入・活用することが効果的です。

年次有給休暇を上手に活用し、春の訪れとともによりよい職場環境づくりに向けて、事業主と労働者（労使）が一体となって、これらの導入・活用をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧くださいか、お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

■詳細はこちら

年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

※1 年次有給休暇の付与日数のうち、5 日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

※2 年次有給休暇の付与は原則 1 日単位ですが、労使協定を締結すれば年 5 日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

【トピック 4】観光・物流業界の人事担当者向けオンラインセミナー「スキルで考える、観光・物流人材のキャリア」の参加者募集中

観光・物流業界の人事担当者の皆さまを対象に、オンラインセミナー「スキルで考える、観光・物流人材のキャリア」を開催します。

本セミナーでは、厚生労働省で実施した、観光・物流の現場で働く従業員のスキル、キャリア、賃金についての調査結果(※)を紹介します。また、従業員のスキルを確認し、今後のキャリアアップに向けた面談等に活用できるツール(スキルチェックシート)の使い方について演習を通じて学ぶことができます。

(※)観光業界の従業員(ホテルスタッフ・旅館スタッフ)や、物流業界の従業員(トラック運転手・倉庫スタッフ)を対象に、求められるスキルや賃金の実態を調査(企業アンケート)して、スキルを可視化したキャリアラダーや賃金の目安を示したものです。

【事前申し込み制・参加無料】

■セミナー内容(予定)

- ・観光・物流分野の現場で働く方々の「スキル・キャリア・賃金」に関する解説
- ・スキルチェックシートの演習と解説
- ・観光・物流分野でスキル向上を処遇に反映している好事例の紹介
- ・令和 8 年度に実施予定の関連事業の紹介

■対象者:観光・物流業界の人事担当者

■開催日時

- ・観光分野:3月17日(火) 13時00分~14時30分
- ・物流分野:3月19日(木) 13時00分~14時30分

■開催方法:オンライン(お申し込み後、視聴用 URL をお送りします。)

【申し込みなど詳細はこちら】

オンラインセミナー「スキルで考える、観光・物流人材のキャリア」特設サイト

<https://skills-and-treatment.com>

【お問い合わせ】

「スキルの向上を処遇に結び付けていく環境整備に向けた調査研究事業」事務局

(委託先:PwC コンサルティング合同会社)

TEL:03-6257-0582(10時~17時、土日祝日を除く)

E-mail:jp_cons_skills_and_treatment-mbx@pwc.com

【再掲】-----

【トピック5】事業主の皆さまへ

労働基準法等の届出に関する「電子申請様式作成支援ツール」のご案内

令和7年3月31日以降、労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から、労働基準監督署への届出(就業規則届、36協定届、1年単位の変形労働時間制に関する協定届)に関する電子申請が可能となりました。

また、令和8年2月27日から、建設業、自動車運転者、医師の36協定届にも対応しています。

今までのe-Govからの電子申請と比較して、さらに便利になっていますので、ぜひご活用ください。

なお、例年、3月中旬から下旬にかけて電子申請が集中し、処理に時間を要する場合があります。可能な限り当該期間を避けて、早めの申請にご協力くださいますようお願いいたします。

■「電子申請様式作成支援ツール」の主な機能

- ・内容の異なる協定等の一括届出機能
- ・本社一括届出のCSVファイル自動作成機能
- ・届け出先の労働基準監督署の自動選択機能
- ・次回届け出時のリマインド・複写機能

【対象手続きや各機能の詳細等に関するリーフレットはこちら】

労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から電子申請ができるようになりました

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000716053.pdf>

【電子申請様式作成支援ツールの利用はこちら】

厚生労働省 スタートアップ労働条件 電子申請様式作成支援ツールについて

https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support_1.html

【再掲】-----
【トピック 6】「教育訓練休暇給付金」が創設されました
労働者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に給付金が支給されます

労働者が離職することなく、教育訓練に専念できるよう、教育訓練休暇給付金が創設されました。この給付金は自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、その休暇期間中の生活費を保障するため、失業給付(基本手当)に相当する給付として、賃金の一定割合を支給します。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、就業規則等に定められた休暇制度に基づき、連続した 30 日以上は無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。

労働者が教育訓練休暇給付金を利用するためには、事業主の皆さまに就業規則等を整備していただくとともに、教育訓練休暇を開始した際にハローワークで手続きを行っていただく必要があります。制度についてご確認をお願いします。

【詳細はこちら】

教育訓練休暇給付金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/kyukakyufukin.html